

日本赤十字秋田看護大学学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校法人日本赤十字学園寄附行為第3条に掲げる目的を達成するため、日本赤十字秋田看護大学（以下「本学」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法等については、学長が別に定める。
- 3 第1項の点検及び評価の結果については、学校教育法に定める認証評価機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

(学部)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

看護学部 看護学科

- 2 学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

看護学部 入学定員	100名
収容定員	400名

第3章 図書館

(図書館)

第6条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第5章 教授会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日

(3) 日本赤十字社創立記念日（5月1日）

(4) 春季休業日 3月17日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月5日から9月20日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第7章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第8章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類を提出するとともに、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する書類、提出時期、方法等、については、学長が別に定める。

(入学者の選抜)

第16条 入学志願者については、選抜試験を行う。

- 2 出願の手続き及び選抜の方法については、その都度公示する。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 身元保証書には、保証人2名の連署がなければならない。

2 保証人は、満25歳以上の者であって、日本の国籍を有し独立した生計を営む者でなくてはならない。

3 保証人が死亡し、又はその資格を失うに至ったときは、直ちに他の保証人を補充しなければならない。

4 保証人の住所氏名に変更があったときは、直ちにその旨を届出なければならない。

(退学又は転学)

第19条 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。

2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(留学)

第20条 外国の大大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(休学)

第21条 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

(復学)

第22条 第21条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第23条 本学を正当な事由により退学した者が退学後2年以内に再入学を志願するときは、教授会の議を経て、学長は審査のうえ、再入学を許可することがある。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当するものは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第12条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第21条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第9章 教育課程

(教育課程)

第25条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の区分)

第26条 本学において開設する授業科目は、基盤教育科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 各授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、別表第1に定めるところによる。
- 3 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとする。

(成績の評価)

第30条 成績の評価は、S, A, B, C, Dの評語をもって行い、S, A, B, Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 急病その他の正当な事由があつて、前条第1項の試験を受けることができなかつた学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 3 前項に規定する追試験の手続き等については、学長が別に定める。
- 4 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、教授会の議を経て学長の定めるグレード・ポイントが与えられる。成績の各々の評語に対応するグレード・ポイントは、教授会の議を経て、学長が別に定める。
- 5 前項の規定に従つて与えられたグレード・ポイントを基に履修科目1単位当たりの成績の平均点（以下「GPA」という。）を算出する。GPAの計算方式は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

- 2 前項の規程は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第43条及び第44条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第34条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年（再入学、転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

- 2 卒業認定に必要な単位は、124単位以上とする。
- 3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(卒業証書及び学位の授与)

第35条 学長は、第34条第3項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

- 2 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

(資格の取得)

第36条 本学において取得することができる資格は、保健師及び看護師国家試験受験資格、教員の免許状（養護教諭1種）授与の所要資格とする。

- 2 前項において保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、第34条に定める卒業要件のほかに、別表第2に定める保健師教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
- 3 第1項において教員の免許状（養護教諭1種）授与の所要資格の取得を希望する者は、第34条に定める卒業要件のほかに、別表第3に定める養護教諭1種課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第11章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の種類及び額)

第37条 検定料、入学金、授業料、維持運営費、実験実習費及びその他教育に必要な費用の種類及び納付金額は、別表第4のとおりとする。

(検定料)

第38条 検定料の納付等については、学長が別に定める。

- 2 納付された検定料は、還付しない。

(入学金)

第39条 入学を認められた者は、入学を認められた日から学長が別に定める期日までに、入学金を納付しなければならない。

- 2 入学金は、原則として還付しない。

(授業料等)

第40条 学生は、第37条に規定する授業料、維持運営費、実験実習費及びその他教育に必要な費用（以下「授業料等」という。）を学期毎に、学長の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、一括納付を希望する場合は、当該年度の最初の納付期日までに、当該年度の授業料等の年額を納付することができるものとする。

- 2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。
- 3 休学、退学又は転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。ただし、学期すべての日を休学する場合は、当該学期分の授業料等の納付を免除する。
- 4 休学により授業料等の納付を免除された場合は、当該学期の授業料等に替えて、当該学期毎に在籍料5万円を納付しなければならない。なお、当該学期分の授業料等が納付されている場合は、納付された額から在籍料を差し引いた額を還付する。

（授業料等の延納及び分納）

第41条 経済的理由その他やむを得ないと認められる事由がある場合は、授業料等の全部若しくは一部を延期又は分納することができる。

- 2 授業料等の延納又は分納に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、聴講生及び外国人学生

（科目等履修生）

第42条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、科目等履修生としてこれを許可し、その履修した単位を与えることができるものとする。

- 2 前項の単位の授与については、第29条の規定を準用する。
- 3 前2項のほか科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、当該大学又は短期大学の学生を、本学の教育研究に支障のない限り、特別聴講学生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

- 2 前項の単位の授与については、第29条の規定を準用する。
- 3 前2項のほか特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（研究生）

第44条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することができるものとする。

- 2 前項のほか研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(聴講生)

第45条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生としてこれを許可することができるものとする。

- 2 前項のほか聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人学生)

第46条 第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、本学の選抜試験の上、入学を許可することができる。

- 2 前項のほか外国人学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第47条 本学は、一般公衆の保健・医療・福祉の向上を図り、併せて地域における人材の育成及び地域文化の開発、発展に寄与するため、公開講座を開設することができる。

(施設の開放)

第48条 本学は、図書館、体育館、運動場等本学の施設を開放し、広く地域の利用に供することができる。

- 2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、教授会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第50条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当な事由がなく出席が常でない者
(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 保健

(保健)

第51条 学生並びに職員の健康維持を図るため、毎年定期に健康診断を行う。

- 2 本学に保健室を設け、学生並びに職員の健康相談に応じ、必要な場合、救急処置を行う。

第16章 学則の改正等

(学則の改正)

第52条 学長は、この学則を改正しようとするときは、教授会の議を経るとともに、学校法人日本赤十字学園理事長の承認を得なければならない。

(補則)

第53条 この学則に定めるものほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、教育課程に、基礎分野の選択科目として、「日本国憲法」2単位及び「体育」1単位を追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月 日赤学第317号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第4の規定は、平成30年度以降に入学する者について適用し、平成30年3月31日在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則（平成30年2月 日赤学第495号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月 日赤学第291号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年3月31日在学する者については、なお、従前のとおりとする。

別表第1 教育課程（第25条関係）

※平成31年度以降の入学生用

区分	授業科目						
		単位数	必修	選択必修	選択	教職課程必修	卒業要件
基盤教育科目	人間の心と身体を理解するための知と技術	健康新動学 心理学概論 スポーツ・レクリエーション実技	2 2		1		
	人間と社会・文化に関する知と技術	哲学 法學 音楽論 郷土文学 日本国憲法 社会学	1 1 1 2 1		1 1 1		
	人間と情報に関する知と技術	情報リテラシー 基礎統計学 基礎統計学演習	1 1 1				必修 18 単位
	人間と自然に関する知と技術	生物学 環境科学			1 1		
	国際化社会を生きるための人間に必要な知と技術	赤十字原論 異文化論 英語L・S 英語R・W 中国語L・S 医学英語 英語表現 中国語R・W 国際協力論 赤十字国際演習	2 1 1 1 1 1 1 1 3		1		選択必修 1 単位
	次世代健康推進・育成に関わる教職に必要な知と技術(教職科目)	教職入門 教育原論 教育社会学 教育心理学 教育方法・技術論 教育課程論 教育相談 道徳・総合的な学習・特別活動の理論と指導法 生徒指導論		2 1 2 1 1 1 2 1 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		選択 3 単位以上
	スタディスキル	基礎ゼミナール 研究方法論	1 1				
	小計(卒業要件)					22単位	
	人間と健康	人体の構造と機能 I 生化学・栄養学 人体の構造と機能 II 薬理学 感染免疫学 社会福祉概論 養護概説 健康相談活動(養護教諭)	2 2 2 1 1 1 1 1 2				必修 23 単位
	疾病と治療過程	疾病的成り立ちと回復の促進 I 病理・病態 疾病的成り立ちと回復の促進 II 外科 疾病的成り立ちと回復の促進 III 機能別 疾病的成り立ちと回復の促進 IV 精神 疾病的成り立ちと回復の促進 V 小児・母性 臓器移植	1 1 2 1 1 1				選択必修 1 单位
専門基礎科目	保健医療福祉	公衆衛生学 生活論 疫学 保健統計学 保健医療福祉行政論 家族援助論 地域包括ケアシステム I 地域包括ケアシステム II	2 2 1 2 1 1		1 1 1 1 1 1		選択 1 单位以上
	小計(卒業要件)				1		25単位
	<保健師課程を履修する場合> 「保健師課程必修」欄に『○』の付される科目の単位修得を要する。						
	<教職課程を履修する場合> 「教職課程必修」欄に『○』の付される科目の単位修得を要する。						
	看護の発展	国際看護学 感染看護論 摂食・嚥下障がいの看護論 看護研究方法論 フォレンジック看護論 看護生命倫理学 看護情報学 看護教育学				1 1 1 1 1 1	
	看護の統合	看護管理学 I 看護管理学 II 統合実習 統合看護技術				1 2 2 1	
	研究	卒業研究				4	
	小計(卒業要件)					77単位	
	卒業要件(最低単位数)					124単位	

※平成30年度の入学生用

別表第2 教育課程（第36条関係）

授業科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
社会学	1		
情報リテラシー	1		
基礎統計学	1		
基礎統計学演習	1		
社会福祉概論	1		
公衆衛生学	2		
疫学	2		
保健統計学	1		
保健医療福祉行政論	2		
家族援助論	1		
在宅看護学Ⅰ概論	1		
在宅看護学Ⅱ	1		
公衆衛生看護学Ⅰ概論	2		
公衆衛生看護学Ⅱ地区診断			1
公衆衛生看護学Ⅲ健康教育・家庭訪問			1
公衆衛生看護学Ⅳ公衆衛生看護管理論			1
公衆衛生看護学実習			5
災害看護学Ⅰ	1		
災害看護学Ⅱ	1		
国際看護学	1		
感染看護論	1		
看護管理学Ⅰ	1		
看護管理学Ⅱ	2		
統合実習	2		
統合看護技術	1		
卒業研究	4		

別表第3 教育課程（第36条関係）

※平成31年度以降の入学生用

教育職員免許法施行規則上の科目区分		必要単位	本学単位	授業科目	単位数	関連科目
					必修	選択
養護に関する科目 28単位	衛生学及び公衆衛生学（予防医学含む。）	4	5	公衆衛生学 保健統計学 疫学	2 1 2	
	学校保健	2	2	学校保健 小児看護学IV発達障がい児看護論 公衆衛生看護学I概論	2 1 2	○ ○
	養護概説	2	2	養護概説 健康相談活動（養護教諭）	2 2	
	健康相談活動の理論及び方法	2	2	家族援助論 公衆衛生看護学III健康教育・家庭訪問	1 1	○ ○
	栄養学（食品学含む。）	2	2	生化学・栄養学	2	
	解剖学及び生理学	2	4	人体の構造と機能I 人体の構造と機能II	2 2	
	微生物学、免疫学、薬理概論	2	2	感染免疫学 薬理学	1 1	
	精神保健	2	4	疾病の成り立ちと回復の促進IV精神 精神看護学I概論 精神看護学II 精神看護学III 精神看護学IV精神リハビリテーション フォレンジック看護論	1 1 1 1 1	○ ○
	看護学（臨床実習及び救急处置を含む。）	10	17	赤十字原論 赤十字救急法 赤十字幼児安全法 災害看護学I 災害看護学II 疾病の成り立ちと回復の促進I病理・病態 疾病の成り立ちと回復の促進II外科 疾病的成り立ちと回復の促進III機能別 疾病的成り立ちと回復の促進V小児・母性 感染看護論 基礎看護学I概論 基礎看護学II看護技術1 基礎看護学II看護技術2 基礎看護学IV基礎看護方法論 看護展開論 フィジカルアセスメント 小児看護学I概論 小児看護学II 小児看護学III 小児看護学実習 母性看護学I概論 母性看護学II 母性看護学III 母性看護学IV女性論 母性看護学実習 統合看護技術	2 1	○ ○
教育の基礎的理 解に関する科目等 21単位	教育の基礎的理 解に関する科目	8	8	教育原論 教職入門 教育社会学 教育心理学 特別支援教育概論 教育課程論	1 2 2 1 1 1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	6	道徳・総合的な学習・特別活動に関する内容 教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1 1 2 2	
	教育実践に関する科目	5	5	養護実習 養護教諭実習事前事後指導	4 1	
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 8単位	2	2	教職実践演習 養護教諭教職実践演習	2	
	日本国憲法	2	2	日本国憲法	2	
	体育	2	2	健康行動学	2	
	外国語コミュニケーション	2	2	英語L・S 英語R・W	1 1	
	情報機器の操作	2	2	情報リテラシー 基礎統計学演習	1 1	
大学が独自に設定する科目（7単位）			7	12	「養護に関する科目」40単位のうち最低修得単位数（28単位）を超えた単位（12単位）を充當する	12

※単位区分が「選択」であっても、教職課程を修了する上では必ず履修する必要がある。

※網掛けの（関連科目欄に「○」の付く）科目は教職課程に関連する科目である（「選択」であっても履修が望ましい）。

※平成30年度の入学生用

教育職員免許法施行規則上の科目区分			必要単位	本学単位	授業科目	単位数		関連科目
						必修	選択	
養護に関する科目 28単位	衛生学及び公衆衛生学（予防医学含む。）	4	5	公衆衛生学	2			
				保健統計学	1			
				疫学	2			
	学校保健	2	2	学校保健		2		
				小児看護学IV発達障がい児看護論	1		○	
				公衆衛生看護学I概論	2		○	
	養護概説	2	2	養護概説		2		
	健康相談活動の理論及び方法	2		健康相談活動（養護教諭）		2		
				家族援助論	1		○	
	栄養学（食品学含む。）	2	2	公衆衛生看護学III健康教育・家庭訪問		1	○	
	解剖学及び生理学	2		生化學・栄養学	2			
				人体の構造と機能I	2			
	微生物学、免疫学、薬理概論	2	2	人体の構造と機能II	2			
				感染免疫学	1			
				薬理学	1			
	精神保健	2	4	疾患の成り立ちと回復の促進IV精神	1		○	
				精神看護学I概論	1			
				精神看護学II	1			
				精神看護学III	1			
				精神看護学IV精神リハビリテーション	1		○	
				フォレンジック看護論	1			
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10		赤十字原論	2		○	
				赤十字救急法	1		○	
				赤十字幼児安全法		1	○	
				災害看護学I	1			
				災害看護学II	1			
				疾病的成り立ちと回復の促進I病理・病態	1		○	
				疾病的成り立ちと回復の促進II外科	1		○	
				疾病的成り立ちと回復の促進III機能別	2		○	
				疾病的成り立ちと回復の促進V小児・母性	1		○	
				感染看護論	1		○	
				基礎看護学I概論	1			
				基礎看護学II看護技術1	2			
				基礎看護学III看護技術2	2			
				基礎看護学IV基礎看護方法論	1		○	
				看護異常論	1		○	
				フィジカルアセスメント	2		○	
				小児看護学I概論	1			
				小児看護学II	1			
				小児看護学III	1			
				小児看護学実習	2			
				母性看護学I概論	1			
				母性看護学II	1			
				母性看護学III	1			
				母性看護学IV女性論	1		○	
				母性看護学実習	2			
				統合看護技術	1		○	
教職に関する科目 21単位	教職の意義等に関する科目	2	2	教職入門			2	
				教育原論			1	
	進路選択に資する各種機会の提供等		5	教育心理学			2	
	教育の基礎理論に関する科目	4		教育社会学			2	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			教育課程論			2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童、及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			道徳・特別活動論			1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			教育方法・技術論			1	
	教育課程の意義及び編成の方法		4	生徒指導論			2	
	道徳及び特別活動に関する内容			教育相談			2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			養護実習			4	
	生徒指導の理論及び方法		4	養護教諭実習事前事後指導			1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			養護教諭教職実践演習			2	
	養護実習	5	5					
	教職実践演習	2						
教育職員免許法施行規則第6条の6に定める科目 8単位	日本国憲法	2	2	日本国憲法			2	
	体育	2		健康行動学			2	
	外国語コミュニケーション	2	2	英語L・S			1	
				英語R・W			1	
	情報機器の操作	2	2	情報リテラシー			1	
				基礎統計学演習			1	
養護又は教職に関する科目（7単位）			7	13	「養護に関する科目」40単位、「教職に関する科目」22単位のうち最低修得単位数（49単位）を超えた単位（13単位）を充当する		13	

※単位区分が「選択」であっても、教職課程を修了する上では必ず履修する必要がある。

※網掛けの（関連科目欄に「○」の付く）科目は教職課程に関連する科目である（「選択」であっても履修が望ましい）。

別表第4 検定料、入学会員及び授業料等（第37条関係）

種類		金額	摘要
検定料	大学入試センター試験利用入試での受験の場合	15,000円	出願時
	大学入試センター試験利用入試以外での受験の場合	30,000円	
入学金		300,000円	入学者の選考に合格し入学手続きを行うとき
授業料		850,000円	前期 4月 年額 後期 10月
維持運営費		300,000円	前期 4月 年額 後期 10月
実験実習費		300,000円	前期 4月 年額 後期 10月
保健師教育課程履修料		120,000円	履修が確定したとき
養護教諭1種課程履修料		105,000円	履修が確定したとき
在籍料		50,000円	半期分